

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

神戸市

## 学童保育を特別保育へ移行します

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況に鑑み、学童保育における感染防止をより一層徹底し、子どもの命を守るため、令和2年4月14日(火)から令和2年5月6日(水)まで、真にやむを得ない場合に限り受け入れる特別保育に移行します。

できる限りお仕事などの都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願いします。

また、真に保育が必要な方については、施設まで特別保育申出書を提出いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 特別保育について

##### (1) 対象者

医療従事者、警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業継続が必要な方等で、かつ、「神戸市立放課後児童クラブ特別保育申出書」を提出した方に限ります。

##### (2) 申込方法

ご利用中の児童館又は学童保育コーナーに「神戸市立放課後児童クラブ特別保育申出書」をご提出ください。

申出書は、次のQRコードからも読み込み可能です。



#### 2. 特別保育の実施期間

令和2年4月14日(火)～令和2年5月6日(水)

※ 状況によって変更する可能性があります。

#### 3. 利用料の取扱いについて

取扱いについて、方針が確定しましたら学童保育運営者を通じてお知らせさせていただきます。